

(仮称) まちづくり支援拠点施設整備運営事業
質問回答書

2023 年（令和 5 年）7 月 14 日

※明らかに誤字・脱字と思われる質問事項については変更しています。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
1.	公告文	8	10	(3)			情報公開請求範囲 ・情報公開請求の対象となる提案書の範囲を示してほしい。	・福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に従います。	
2.	公告文	4	4		オ	(ア)	実績 ・建築一式工事の元請けの実績について、JVの構成員に実績があれば良いか。	・共同企業体の場合は、出資比率の最大の者が実績要件を必要とします。 ・なお、共同企業体の実績を本事業の実績に用いる場合は、募集要項13頁に記載のとおり、出資比率20%以上を実績とみなします。	
3.	募集要項	14	3	1	(2)	6)	実績 ・管工事、実績要件にて元請工事、共同企業体時の比率何%以上必要か。	・No.2のとおりです。	
4.	募集要項	14	3	1	(2)	6)	専任期間 ・管工事の設置技術者の専任配置期間は管工事の施工期間中ということで良いか。	・施設等の建設業務着手時から引渡し完了までを配置技術者の専任期間とします。	
5.	募集要項	13	3	1	(2)	6)	専任期間 ・建設業務における配置技術者の専任配置期間は、設計期間は除かれるか。（専任配置期間＝建設業務着手から引き渡しまで）	・No.4のとおりです。	
6.	募集要項	24	別表1	共通			土地の瑕疵 ・リスク分担表において土地の瑕疵は事業者となっているが、掘削時に予測不能な地下埋設物が出土した場合のリスク（コスト、工事期間等）は事業者負担となるのか。	・施設整備契約（案）第16条7項のとおりです。	
7.	募集要項	13	3	1	(2)	6)	配置技術者 ・募集要項に於ける配置技術者と、要求水準書、及び施工整備契約書(案)に於ける施工担当技術者は同一の認識で良いか。	・同一技術者でも別技術者でも問題ありません。	
8.	募集要項	12-13					実績 ・「なお、JV（共同企業体）の場合の実績は、そのJV（共同企業体）の最大出資率の構成企業の実績とする。」と記載があるが、最大出資率の構成企業の実績に限定する理由があるのか。 JV（共同企業体）のどちらかに実績があることで要件を満たすと考えるため、最大出資率の構成企業の実績要件について変更を要望する。	・代表者（最大出資者）には、円滑な共同施工を確保するために中心的な役割を担うことに期待しており、その責任と権限にふさわしい施工能力（同種同規模の工事実績）を有する必要があるため、代表者に実績を求めるものです。	
9.	募集要項	13					実績 ・実績要件にある「2013年度（平成25年度）以降に完成した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積・・・」と記載があるが、要求水準書P.9(4)施設の概要にある「1階はRC造、2階以降は木造（可能な限りCLT工法を採用すること）」と示されているが、実績要件をCLT工法限定とするならば理解できるが、実績要件を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造に限定することの理解ができない、幅広く民間事業者からの提案を求めるプロポーザル方式を採用している主旨に反しているのは貴市としても本意ではないのではないかと。 建築物はCLT工法、鉄骨造（S造）、木造（W造）、コンクリート充填鋼管構造（CFT造）、壁式鉄筋コンクリート造（WRC造）など多岐にわたるため、実績要件を鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）に限定しないことを要望する。	・本事業は、災害等への対策として1階部分をRC造としていることや、入札参加資格要件に関しては、これまでもサウンディング調査の結果を踏まえ設定しています。	
10.	募集要項	13					等級 ・建築一式工事、管工事に該当する登録・認定条件にある「B・Aは不可とする」について、仕様発注に基づく従来方式の一般競争入札における建築物であれば理解できるが、今回幅広く民間事業者からの技術提案を求めるプロポーザル方式を採用している事業に於いては、性能発注の意味合いが強いことから、民間事業者の参加を制限することになるため、登録・認定条件を「B・Aを不可とする」とすることは適当ではないと考え、「B・Aを不可とする」という要項の削除を要望する。	・福山市建設工事共同企業体取扱要綱第5条(7)で、代表者は原則として構成員のうち施工能力の大きいものとし、その出資比率は、構成員中最大であるものとしていること、国によって示されている共同企業体運用準則においてB・Aは示されていないことを基に、本事業においても想定しておりません。	
11.	募集要項	7	2	2	(1)	①	物価変動 ・光水熱費も本対価に含まれるとあるが、想定より費用が上昇した場合に対価の増額をお願いしたい。	・指定管理協定書（案）第21条2項のとおり、市と事業者の協議により決定します。なお、下方修正も同様とします。	

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
12.	募集要項	8	2	4	(2)		CLT	・可能な限り CLT 工法を採用することと記載があるが、採用割合（一部採用）に応じた採点を示してほしい、また、CLT 工法を採用しなかった場合に要求水準未達になるのかを示してほしい。	・2023年(令和5年)7月4日付けの想定質問回答書 No. 15 と No. 16 のとおりです。 ・CLT 工法を採用しない場合でも、要求水準未達には該当しません。
13.	募集要項	9	2	5	(1)		業務対価	・うち設計・建設段階に係る対価について、CLT 工法に係る想定費用を示してほしい。 また、開業準備に係る想定費用を示してほしい。	・各業務の想定対価は公表しません。
14.	募集要項	12-13	3	1	(2)	6)	実績	・JV（共同企業体）での参加要件として、どちらかの企業の実績があれば良いか。	・建設業務を行う者が複数者で応募する場合には、出資比率の一番大きい事業者の実績を資格審査の実績とみなします。 ・なお、維持管理・運営業務を行う者については、少なくとも1者が実績を有することとしています。
15.	募集要項	12-13	3	1	(2)	6)	実績	・実績要件について、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の完成に限定しているが、P8-4-(2)施設要件で示されている通り、実績要件で構造を限定することは不整合と思われるため、実績要件は限定しないでほしい。	・No. 9 をご確認ください。
16.	募集要項	5	2	1	(9)		補助金	・交付金にはどのような種類があるのか。	・現時点では、交付金の申請は想定していません。
17.	募集要項	5	2	1	(9)		補助金	・補助金の申請を今回の事業で申請することは可能か。	・必要に応じて申請しても問題ありません。
18.	募集要項	14	3	2	(6)	3	実績	・新築、改築又は、増築となっているが、県の事業では改修工事も対象になったため、今回の工事でも改修工事は対象となるか。	・対象となりません。
19.	募集要項	27	4				業務対価	・業務対価 A の中に各種申請手数料及び検査手数料は含まれているか。	・含まれています。
20.	募集要項	13					実績	・電気工事、管工事の実績条件について、元請け実績を求められているか。 ・元請けの考え方は、建築と分離発注された発注者と直接契約したもののみで良いか。 ・契約全体をゼネコンが請けて、ゼネコンと直接契約した工事も上記に含まれるか。	・募集要項 13 頁～14 頁に記載のとおり、発注者と直接契約をした工事を元請け実績としていますので、下請け事業者としてゼネコン等と契約した実績については、当該実績に該当しません。
21.	募集要項	13					配置技術者	・各工種の配置予定技術者は監理技術者資格者証の取得が条件か。	・監理技術者を配置する場合は、監理技術者証の交付を受け、その監理技術者証の有効期限内であることとし、また、監理技術者講習の終了日の翌年から起算して5年以内である必要があります。
22.	募集要項	5					業務対価の範囲	・開館式典の費用について、設計・建設段階に係る対価に含まれるのか維持管理・運営段階に係る対価に含まれるのか示してほしい。 また、式典規模についてどの程度の予算をみておいたら良いか。	・募集要項 27 頁の「1.業務対価の構成」に記載のとおり、業務対価 B（維持管理・運営期間中に発生する対価）に含まれています。 ・予算規模は要求水準書 39 頁で定める水準を達成可能は規模を積算してください。
23.	募集要項	24					リスク分担	・別紙1 リスク分担表 17 の工事用地の契約不適合の記載があるが、具体的にどのような場合が想定されるか。	・No. 6 のとおりです。
24.	募集要項	26					リスク分担	・別紙1 リスク分担表 56 の備品の更新について、別添資料 12 「事業者が購入する備品一覧」は福山市が更新すると考えて良いか。	・ご理解のとおりです。
25.	募集要項	8					施設面積	・施設要件に面積が指定されているが、その許容範囲を教えてください。	・事業者提案とします。
26.	募集要項	8					構造	・2 階以上は可能な限り CLT 工法を採用とあるが、RC 構造で仕上げのみ木造は可能か。	・福山市公共建築物等木材利用促進方針に基づき 2 階以上は木造とします。
27.	募集要項	15	2				スケジュール	・資格審査関連書類の受付について、構成企業として福山市内の企業に声をかけたいため、受付スケジュールの変更もしくは構成企業のみ関連書類を後日受付可能にできないか。	・スケジュールは変更しません。 ・資格審査関連書類は、代表企業及び構成企業のみ必要で、下請けを想定する協力企業は不要です。
28.	募集要項	9	5	(1)			業務対価の内訳	・設計・建設段階に係る対価について、想定された上限金の内訳(建設、設計料、備品など)を開示してほしい。(限られた時間の中で上限金額内に収めるために、各内訳があった方が調整は容易と考	・内訳については、No. 13 のとおりです。 ・建設費用は、2 階以降について CLT 工法を前提で算出しています。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
							える。) ・また、建設に関しては CLT 工法を採用した前提で算出された上限金という理解で良いか。		
29.	募集要項	18	2	(1)			ヒアリング資料 ・ヒアリングを補足する映像等とは,PowerPoint などによるパースや動画などのことを指しているか。	・ご理解のとおりです。	
30.	募集要項	18	2	(1)			模型 ・また模型等の作成は原則禁止とあるが、模型等の等とは何を指しているか。 ・原則禁止という表現には例外の存在を感じるが、認められる場合はあるのか。	・模型等とは模型に関連する模型写真も不可とします。 ・禁止です。	
31.	募集要項	6	3	(9)	①		CLT ・CLT 工法を積極的に採用しているかどうか探点基準となっているが、2F に CLT の壁を一部採用するなど全体的に採用しない場合、探点にどのような影響があるのか。	・No. 12 のとおりです。	
32.	募集要項	3	1	(2)			五本松公園 ・隣接する五本松公園・公園区域を施設との調和や一体利用を想定し、ハコモノは置かない程度に新たなデザインの提案は行って良いか。	・ご提案いただくことは可能です。なお、本提案を受けて五本松公園を再整備することは未定です。	
33.	募集要項	24	別紙1	(8)			リスク分担 ・新聞報道等がなされている（仮称）子ども未来館が旧体育館跡地を事業地とすることとなった場合、リスク分担表の No. 5「本事業に直接影響を及ぼす市に関わる施策の変更」の適用対象となるため、それにより提案内容の修正等が必要となった場合の追加費用等については市の負担と考えて良いか。	・ご理解のとおりです。	
34.	募集要項	24	別紙1				リスク分担 ・リスク分担表の No. 17 に事業者の負担として「工事用地の契約不適合責任」とあるが、想定されるリスクを示してほしい。	・No. 6 のとおりです。	
35.	募集要項	28	3				物価変動 ・業務対価 B には光熱水費が含まれるが、昨今の燃料費高騰等に起因する急激な電気代高騰等は、予期することのできない特別な事情に該当し、対価の変更等の協議に応じるとの理解で良いか。	・No. 11 のとおりです。	
36.	要求水準書	12-13	3	1	(2)	6)	共同企業体 ・登録・認定要件について、JV（共同企業体）の組合せは、B・A を認めてほしい。（民間事業者の参加を限定するものであり不平等と思われる。）	・No. 10 のとおりです。	
37.	要求水準書	15	3	2	(1)		辞退届 ・辞退届の受付について、提案書類（提案書）の受付日である 2023 年 10 月 13 日まで期間を延期してほしい。 ・また、上記不可の場合について 9 月 1 日以降に提案上限金額を超過することが判明し辞退せざるを得ない状況であった場合でも提案書等の提出が必要か。	・変更しません。 ・提案書の提出については、公告文「10 その他 (3)」のとおり、参加資格のある者が提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。	
38.	要求水準書	24	2	2	(7)		構造 ・構造種別について、2 階を木造としているが、S 造や RC 造などでも提案することは可能か。 ・上記不可の場合、CLT 工法を一部採用していれば S 造又は RC 造でも良いか。	・No. 26 のとおりです。	
39.	要求水準書	27	別紙2	1			業務対価 ・開業準備に係る業務は業務対価 B と示されているが、一方で P2-1-(6)設計・建設期間（各種調査及び開業準備を含む）とあるため、開業準備業務は設計・建設期間なのか、維持管理・運営期間なのか示してほしい。	・開業準備業務は、実施期間としては、概ね設計・建設期間に該当しますが、支払対価としては、業務対価 B に該当します。	
40.	要求水準書	58	5	2	(5)	2)	自主事業 ・要求水準記載の 48,000 円/年・㎡とあるが、公募要求の飲食・カフェ・その他などの事業を運営するには負担が大きく、その水準単価で 5 年間事業継続することは著しく困難なため、業態によっては減免可能か。 ・また、上記不可の場合について 9 月 1 日以降に提案上限金額を超過する。	・目的外使用料は 2023 年(令和 5 年)7 月 4 日付けの想定質問回答書の No. 12 と No. 13 をご確認ください。 ・提案書の提出は No. 37 をご確認ください、なお、自主事業については任意提案ですので、ご提案頂けなくても要求水準書未達には該当しません。	

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
							過することが判明し辞退せざるを得ない状況であった場合でも提案書等の提出が必要か。		
41.	要求水準書	5	1	6			実績 ・公共建築物の維持管理運営業務の実務経験者と記載されているが、同等の民間建築物の経験は該当するか。	・募集要項 12 頁 3) に記載のとおり、延べ面積 2,400 m ² 以上の建築物（駐車施設等は除く）を対象としますので、民間施設も対象です。	
42.	要求水準書	38	3	2	2)		業務対価 ・引越費用は、指定管理業者負担となるのか。	・ご理解のとおりです。業務対価 B に含まれます。なお、備品購入費については、業務対価 A に含まれます。	
43.	要求水準書	43	4	1	(11)		保険 ・保険の補償の範囲は備品も含まれるか。	・備品も保険の対象です。	
44.	要求水準書	50	4	2	(7)	2)	警備員 ・警備員は常駐が必要か。	・要求水準書では求めています。要求水準書 50 頁 2) (オ) に記載のとおり、老人大学の学生が一斉に登下校する際は、警備員を配置する等、混雑緩和に努めてください。	
45.	要求水準書	56	5	2	(3)	2)	配置者 ・受付には 1 名以上常駐と記載されているが、維持管理業務責任者の兼務は可能か。	・兼務は可能です。維持管理業務責任者が受付業務を実施しても問題ありません。	
46.	要求水準書	7	2	1	(2)	1)	面積規制 ・施設の立地条件の主な規制において、事務所系・商業系の用途は延べ面積 3,000 m ² 以下とされているが、この理由を教えてください。	・提案内容により変更可能性があります。集会場が主な用途と想定していることや第 1 種住居地域であることから、3,000 m ² 以下としています。	
47.	要求水準書	12	2	2	(2)	3)	ZEB ・ZEB に関するランク等は提案によろして良いか。	・ご理解のとおりです。	
48.	要求水準書	19	2	2	(4)	4)	パーティション ・多様な形態に対応可能な会議室において防音効果の高いパーティションの導入の可能性について検討とあるが、移動間仕切のことで良いか。	・移動間仕切りと限定するものではないが、防音性の高い移動間仕切りでも良いものとします。	
49.	要求水準書	20	2	2	(4)	5)	倉庫 ・教室において、講堂には金庫として利用可能な倉庫とは別に物品を格納できる倉庫が必要ということか。	・講堂としての教室にも、通常の物品倉庫が必要です。金庫は講堂、教室又は事務室のうち 1 室に備え付けることとしますが、建物の一部ではなく備品としての備え付けのどちらも可能とします。	
50.	要求水準書	20	2	2	(4)	5)	フラダンス ・フラダンス等に使用する室は 1 室のみで良いか。	・フラダンスのほか、太極拳・体操・卓球などでの使用を想定しておりますので、振動等を遮音する床材や床スラブ等を 1 室以上に使用してください。	
51.	要求水準書	22	2	2	(4)	6)	設備室 ・電気・機械設備機器を仮に屋上等に設置した場合は設備室を不要として良いか。	・ご理解のとおりです。	
52.	要求水準書	24	2	2	(7)		構造 ・2 階以降はできる限り CLT 工法を採用とあるが、その理由を教えてください。	・No. 26 のとおりです。	
53.	要求水準書	24	2	2	(7)		構造 ・構造計画において、浸水想定深から耐えることができるようにとあるが、構造的に津波に耐えることができ、浸水対策も講じるということで良いか。	・ご理解のとおりです。津波を想定して 1 階は RC 構造としています。	
54.	要求水準書	31					専任 ・施工体制について電気工事、管工事の施工担当技術者も工事期間中の常駐の義務があるか。	・国交省「監理技術者制度運用マニュアル」のとおり常駐の必要はないが、適切な施工ができる体制を確保してください。なお、専任とする必要はあります。	
55.	要求水準書	23					有料駐車場 ・有料駐車場について、職員の減免は可能か。	・本施設の職員は減免対象外です。	
56.	要求水準書	55					予約システム ・福山市が提示する予約システムの詳細を教えてください。ホームページから予約は可能か。	・現在の予約システムはホームページからの予約が可能です。市が提示する予約システムの決定時期は未定です。	
57.	要求水準書	49					ごみ収集 ・ごみは分別して敷地内のごみ集積場に運搬すれば福山市で収集してくれるのか。	・業務対価 B の中の積算項目の 1 つに運搬費も含めていますので、事業者がごみ運搬も含めて実施してください。（要求水準書 48 頁参照）	
58.	要求水準書	18					パーティション ・団体事務室について、6 つの団体が業務を行うスペースとのことだが、具体的な団体名を示してほしい。パーティション等で区画する必要はあるか。	・福山市自治会連合会、福山市老人クラブ連合会、福山市 PTA 連合会、福山市子ども会育成協議会、福山市女性連絡協議会、福山文化連盟の 6 団体を予定しています。 ・個数等は、事業者提案によるものとしますが、「要求水準 28 頁 (5) スタイクホルダーとの協働・調整業務」に記載のとおり調整していただくことを想定しています。	

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
59.	要求水準書	7	1	(7)			CAD データ	・別添資料1「事業対象地の位置図と公園区域図」の敷地境界線が明記されたCADデータの公開は可能か。	・可能です。CADデータを希望する者は、7/21(金)17時迄に本質問の送付先と同様の送付先に件名を【CADデータ】として依頼してください。
60.	要求水準書	8	1	(2)			解体撤去範囲	・解体撤去する建築物には、杭の解体撤去も含まれているのか。	・含まれています。
61.	要求水準書	9	1	(3)			配置位置	・別添資料2「拠点施設整備可能区域」に拠点施設は青線付近に設置することと記載があり、青線がL型になっているが、どちらか一方の青線の付近に設置することと解釈して良いか。	・ご理解のとおりです。なお、分棟やL字型の建物を提案いただく場合等には、両方の青線付近に設置していただいても問題ありません。
62.	要求水準書	17	2	(4)			建築物用途	・施設内利用者の不特定多数が集会などに利用することが考えられるため、施設用途は集会場となるか。	・利用形態により、不特定多数の利用が想定される場合は「集会場」と判断されます。
63.	要求水準書	19	2	(4)	3)		団体事務室	・団体事務室が6つの団体の職員が業務を行うスペースとなっているが、受付・相談のカウンターは6つの団体分が必要か、また、必要な場合はその長さを示してほしい。	・ご提案時には窓口が混雑しないと想定される仕様でご提案いただき、選定後の市との協議や「要求水準28頁(5)ステイクホルダーとの協働・調整業務」を受けて変更・調整していただきます。
64.	要求水準書	7	1		2)		インフラ	・別添資料4「上下水道管状況」を確認することと記載があるが、既設引込管の情報が記載されていないため、サイズ等の情報を示してほしい。	・上水は東側(1箇所)100mm、北側(1箇所)40mm、西側(3箇所)各40mmです。 ・下水は北側2箇所、西側2箇所です。口径については、事業者にてご確認ください。
65.	要求水準書	8	1	(2)			インフラ	・市が解体撤去する建物で、上下水・ガス・電気の引込部の撤去範囲を示してほしい。	・旧体育館の上水配管については、施設東側(現駐車場部分)のアスファルト舗装を残置するため、建物外部の引込管は残置されます。その他の施設については、水道メーターを残置し、それ以降を撤去します。 ・下水配管については、全施設共取付柵を残置し、それ以降を撤去します。 ・ガス配管については、敷地内の埋設管は全て撤去します。 ・電気については、引込柱を含めて全て撤去します。
66.	要求水準書	5	第1				配置者	・設計・施工統括責任者は、設計責任者または施工責任者と兼ねることができるか。	・No.113のとおりです。
67.	要求水準書	8	第2	6	(3)		解体撤去範囲	・「現在利用しているアスファルト舗装等」に、拠点施設配置対象外エリアのアスファルト舗装、植栽等は含まれているか。 ・事業者負担による引き剥がしと屋外施設のリニューアルの対象となる範囲を示してほしい。	・No.65のとおりです。
68.	要求水準書	22	第2	1	(5)	1)	余剰地	・余剰地の定義とは何か示してほしい。 主な利用方法として「将来的に施設の設置を想定する場所」となっているが、「拠点施設設置対象外」のことを指しているか、そこも含んだ提案によるものなのか。	・2023年(令和5年)6月15日付けのサウンディング調査質問回答書No.30をご確認ください。
69.	要求水準書	24	第2	2	(5)	3)	余剰地	・余剰地は「将来的に施設の設置を想定する場所」であり、常設的な民間施設等の設置はできない認識でいるが、リニューアルするにあたって制約はあるか。	・要求水準書24頁に示すとおり、将来的に施設が配置されることを想定したデザイン性や環境性に配慮した仕様とし、拠点施設と調和してください。
70.	要求水準書	31	第2	2	(7)	2)	用語	・「設計業務期間中」は「建築業務期間中」、「設計責任者」は「施工責任者」の間違いではないか。	・ご指摘のとおりです。
71.	要求水準書	31	第2	3	(7)	2)	配置者	・「建設業務に係る施工責任者」と「建築施工担当技術者」は兼任可能か。	・No.113のとおりです。
72.	要求水準書	31	第2	3	(7)	2)	配置者	・施工責任者及び担当技術者については、施工業務着工前であれば担当者の変更は可能か。 ・変更が可能な場合、資格取得日や入社日など基準日はあるか。	・変更可能とします。 ・条件は国交省「監理技術者制度運用マニュアル」に定めるとおり、設計業務完了後から3か月以上の雇用関係にあるものです。
73.	要求水準書	31	第2	3	(7)	2)	専任期間	・建設業務の施工責任者及び施工担当技術者の配置は、設計業務完了後から専任で配置するという認識で良いか。	・No.4のとおりです。
74.	要求水準書	32	第2	3	(7)	3)	コリンズ	・a)の(キ)において、コリンズへの登録は、建築・電気・機械設備のそれぞれで行うと考えて良いか。	・同一工事として特定乙型JVの扱いで登録して頂く予定です。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
75.	要求水準書	32	第2	3	(7)	3)	用語	・c)のタイトルが「着工業務完了後」とあるが、タイトルは合っているか（施工業務ではないか）。	・ご指摘のとおりです。c)のタイトルは施工業務完了後です。
76.	要求水準書	9	第2		(4)		用語	・「フロントライン」は「フロアライン」と読み替えて問題ないか。また、「耐えることが出来るように」とあるのは、浸水レベルより高くする必要がると考えて良いか。	・ご理解のとおりです。
77.	要求水準書			1			建築物用途	・建築基準法上の建物用途について教えてほしい。	・No. 62 のとおりです。
78.	要求水準書	18	第2		(4)	5)	倉庫	・老人大学の教室の金庫として利用可能な倉庫は、講堂のみと考えて良いか。	・No. 49 のとおりです。
79.	要求水準書	18	第2	2	(4)	5)	放送設備	・老人大学の教室の備え付けの放送設備は講堂のみと考えて良いか。	・放送設備は、事務室を起点にして老人大学として区分された全教室に放送できるようにしてください。
80.	要求水準書	37	第3	(2)			光熱水費	・開業準備中の光熱水費も事業者負担との理解で良いか。	・ご理解のとおりです。
81.	要求水準書	37	第3	(2)			業務対価	・また、開業準備に係る費用は業務対価Aに含めるとの理解で良いか。	・No. 22 のとおりです。
82.	要求水準書	24	2	(2)			CLT	・「CLT工法を採用する場合は、提案書にその使用箇所・範囲が分かるようにすること」とあるため、鉄骨造にCLT工法を部分使用することも考えられるため、施工実績を鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造に加え、鉄骨造も実績として良いか。	・No. 9 のとおりです。
83.	事業者選定基準書	4	7	(4)			概要版	・提案書の概要版を冊子とし提出と記載があるが、どのような目的で使用するのか、審査自体はあくまで提案書で行われると考えているが、参考資料としての扱いか。 ・PFI事業として事業スケジュールが短く、作成する提案書も多岐に渡るため、概要版の作成は文書他の再編集の負担が大きいことから、その使用目的に対応した作成方法の検討を行いたい、もしくは作成不要としてほしい。	・提案書の参考資料として取り扱います。 ・事業者のご負担を軽減するためにも、4頁以内で概要版をご提出いただくようにしています。
84.	事業者選定基準書	6	別紙1	3	(4)		障がい者雇用	・障がい者雇用については、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率以上の障がい者を雇用していれば良いか（障がい者雇用率が法定雇用率を上回ることは要しないという認識で良いか）。	・ご理解のとおりです。
85.	事業者選定基準書	6	別紙1	(7)	(2)	④	実績	・「地域材の積極的な利用がされた木質化が図られているか」が加点となっているが、福山市発注の「エフピコアリーナふくやま」において地元木材と鉄のハイブリッド構造の実績があるため、その鉄骨造も実績として認めてもらえないか。	・No. 9 のとおりです。
86.	事業者選定基準書	6	別紙1	3	(2)	①	CLT	・「先進的な工法であるCLT工法を積極的に採用しているか。」が加点となっているが、積極的とは具体的にどういうことを指しているか。	・No. 12 のとおりです。
87.	様式集						配置者	・様式2-7「応募者の資格要件確認書」にて配置予定者の技術要件欄配置予定者を数名あげたい場合は行を追加しても良いか。	・ご理解のとおりです。
88.	様式集						記載方法	・記載事項が多くなった場合、様式に記載の「※」の内容を削除しても良いか。	・削除せずにご提出ください。なお、提案書フォーマットで記載のある【記載事項】については、削除してください。
89.	様式集	3	5				記載方法	・内訳書の提出は詳細設計前となるが、内訳書の工種や規格、数量、単価等はどのレベル（工事種別、種目別、科目別、中科目別、細目別）までの提出は必要か。	・可能な限り科目別等、詳細に記載してください。科目別の記載が難しい場合は種目別を記載してください。
90.	様式集						記載方法	・各様式の右上に記載の日付は元号が使われているが、誕生日等日付を記載する場合は元号を使用するか。	・元号でなくて良いです。
91.	様式集	3	5				記載方法	・価格提案書の提出方法において、工種や規格、数量、単価等を記載した内訳書を作成とあるが、どこまでの数量等が必要か。（実施設計レベルの数量等の算出はできない。）	・No. 89 のとおりです。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
92.	様式集	4	7				概要版	・概要版の様式, 提出部数及び電子データの有無について教えてほしい。	・フォーマットの指定はありません。部数は提案書の部数と同様の部数を提案書と同様のファイルに綴じてください。電子データも提案書の電子データ内に格納してください。
93.	様式集	2-4～2-9	2	2			記載方法	・様式2-4～2-9について, 現時点で技術者が特定できない場合は, 複数名の資格者を提出して良いか。	・現時点で想定する資格者を記入してください。
94.	様式集	2-3					記載方法	・業務を執行しない取締役は記載しなくて良いか。業務を執行する社員とは責任者ということか。	・全ての役員を記載してください。
95.	様式集	2-4					記載方法	・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率について, 従業員が43.5人未満の場合, 記載の仕方はどのようにするのか。	・43.5人未満と記載してください。
96.	様式集	2-4 2-8		2			提出書類	・設計及び工事監理業務の管理技術者の保険証の添付は必要ないか。	・提案書時点では必要ありませんが, 選定事業者は, 雇用関係の確認が出来る書類をご提出頂く必要があります。
97.	様式集	2-5					配置者	・様式2-5「応募者の資格要件確認書」に記載した配置技術者を建設業務着手前までに参加資格要件を満たす別の配置技術者に変更する事は可能か。	・No. 72 のとおりです。
98.	様式集	2-5					配置者	・建設業務における配置技術者が応募時点では確定できない場合, 参加資格要件を満たす配置技術者を複数名記載する事は可能か。記載可能な場合は様式2-5「応募者の資格要件確認書」を複数枚提出する方法で良いか, 又は必要箇所の行を追加して記載すべきか。	・No. 93 のとおりです。
99.	様式集	2-5					提出書類	・建築一式の特定建設業の許可を証明する資料について, 証明書に代えて特定建設業の許可について(通知書)の添付で良いか。	・ご理解のとおりです。
100.	様式集	2-5					記載方法	・総合評定値について, 経営事項審査更新により福山市建設工事入札参加資格申請時に提出した数値から変更した場合, 公告時の総合評定値を記載する認識で良いか。上記の場合, 様式2-5「応募者の資格要件確認書」に最新の総合評定値通知書の添付は必要か。	・認定時の評定値を記載してください。
101.	様式集	2-5					記載方法	・「福山市建設工事入札参加資格名簿登録番号」とは何を指すのか。	・市の入力欄としますので, 空欄で提出してください。
102.	様式集	2-5					提出書類	・配置予定技術者の雇用関係が確認できる資料(健康保険証など)の提出は必要か。	・No. 96 のとおりです。
103.	様式集	2-5					提出書類	・ふくやまワークライフバランス認定制度の認定証の添付は必要か。	・他提出資料と同様に添付してください。
104.	様式集	2-6					配置者	・配置予定技術者は申請後, 変更は可能か。変更が不可の場合, 候補者を数名記載すべきか。	・No. 72 と No. 93 をご確認ください。
105.	様式集	2-10					記載方法	・納税証明書について証明の表記が, 「未納がない」で良いか, 「滞納がない」とは表記されない。	・問題ありません。
106.	様式集	2-10					提出書類	・共通事項で添付する書類(現在事項全部事項証明書, 納税証明書)は原本か写しで良いか。	・原本証明をご提出いただければ, 写しでも問題ありません。
107.	様式集	2-10					提出書類	・共通事項の書類は, 福山市の競争参加資格の認定を受けていても提出が必要か。	・ご提出お願いします。
108.	様式集	2-10					提出書類	・共通事項に記載の現在事項全部証明書について, 公布日は問わないと考えて良いか。	・発行日から3か月以内のものとしてください。
109.	様式集	4-21					記載方法	・法人市民税＝市税収とあるが, 維持管理運営を担う事業者が福山市に納税しない事業者である場合や複数の事業者が分担して業務を実施して収入を得る場合はどのように記載すべきか。	・適宜, 行を追加する等し, 想定内容を記載してください。
110.	様式集	2-10					提出書類	・財務書類(直近3か年)とあるが, 期末時期の関係から直近の1年間分は提出できないがよいか。	・期末時期の関係から直近3か年のご提出が困難な場合には, その旨を分かるようにし, 提出可能な直近3か年を提出してください。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
111.	施設整備契約書(案)		26	7			物価変動	・本事業の履行期間中において福山市建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド), 及び第 26 条第 6 項(インフレスライド)は適用されないのか。	・施設整備契約書(案)の第 26 条のとおりです。
112.	施設整備契約書	7	第 10 条	様式 2-4~2-9			記載方法	・第 8 項が 2 つあるため, 修正が必要である。	・ご指摘のとおりです。
113.	施設整備契約書	7	第 10 条				配置者	・1 社で建築工事を行う場合, 建設業務の着手後は, それぞれ適切な資格を持つ施工責任者及び担当技術者の 2 名を配置する必要があるということが良いか。	・建設業務の人員配置について, 募集要項 13 頁 14 頁で定める人員配置と要求水準書 31 頁で定める人員配置, 施設整備契約書第 10 条で定める人員配置が異なる場合には, 募集要項で定める人員配置を正として配置してください。
114.	施設整備契約書	7	第 10 条	第 9 項			配置者	・施工責任者及び建設業務に係る担当技術者は, 建設業務の着手前は兼任することができること記載があるが, ここでいう兼任とは施工責任者及び担当技術者は 1 人の配置で足りると考えて良いか。	・No. 113 のとおりです。
115.	施設整備契約書	7	第 10 条	第 9 項			配置者	・施工責任者及び建設業務に係る担当技術者は, 兼任することができるとは, 他の工事の技術者と兼任できるということであり, 施設整備契約締結の時点から両技術者を配置しておく必要があると考えて良いか。	・No. 113 のとおりです。 ・他の工事と兼ねることは出来ません。
116.	施設整備契約書	11	第 16 条	第 9 項	但し書		解体撤去	・既存施設の解体撤去工事が遅延した場合の対応について, 第 7 項と同様に工程表の修正等に応じる旨を明記してほしい。	・第 16 条第 1 項の記載のとおり, 協議により決定します。
117.	施設整備契約書	16	第 26 条	第 1 項			物価変動	・提案書提出時から建設工事の着手までの間の物価変動については, 委託料改定の対象となっているが, 急激な値上がりにより主要な工事材料の価格が著しく変動した場合, 当該条項により委託料の変更を請求できると考えて良いか。	・施設整備契約書(案)の第 26 条のとおりです。
118.	施設整備契約書	16	第 27 条	第 6 項, 7 項			リスク分担	・リスク分担表によると市の政策変更のリスクは, 行政側にあることから, 法令変更によるだけでなく, 市の政策変更に伴い業務の履行に影響が生じる恐れがある場合も対象に加えてほしい。	・募集要項 24 頁別紙 1 の No. 5 のとおり, 本事業に直接的影響を及ぼす市に係る政策の変更は, 市のリスクとしますが, 契約書の変更はしません。
119.	別添資料 2						施設配置	・「拠点施設は青線の付近に配置すること」と記載されているが, 他の施設との連携を予定されているのか。 ・その場合, 拠点施設の入口等平面計画に影響すると考えられるが, 他の施設との連携を含めて配置位置を限定されている理由を示してほしい。	・将来的に余剰地に施設が建設する可能性があるため, 青線付近に配置としています。
120.	別添資料 12						備品	・別添資料 12「事業者が購入する備品一覧」について, 防犯カメラ等は建設段階に係る対価に含まれると考えて良いか。	・ご理解のとおりです。なお, 購入備品費についても業務対価 A に含まれます。
121.	別添資料 12						業務対価	・事業者が購入する備品に係る費用は業務対価 A に含まれるとの理解で良いか。	・ご理解のとおりです。
122.	別添資料 14						稼働率	・午後の稼働が基本的に高いことが読み取れるが, 平日と土日祝で稼働状況に違いはあるのか。 ・また, 午後とは 12 時~18 時までか。	・コロナ前である 2018 年度の平日と土日祝の稼働率の平均値をみると, 平日は約 51%, 土日祝は 48%と大きな違いはありません。 ・午前: 9 時~12 時まで, 午後: 13 時~17 時まで, 夜間: 18 時~22 時までの 3 区分です。
123.	別添資料 16						既存データ	・電気代と上下水道代について, 金額だけでなく使用量及び契約内容についても示してほしい。	・添付資料 16-2 をご確認ください。
124.	その他						CAD データ	・敷地の CAD データを提供してほしい。	・No. 59 のとおりです。
125.	その他						業務対価	・「開業準備に係る業務」の備品購入業務等以外について, 「設計・建設期間中」の業務対価か「維持管理・運営段階期間中」の業務対価のいずれになるのか, 募集要項・要求水準・施設整備契約書・指定管理協定書において整合性が取れていないため, 当該業務の	・維持管理業務期間中の対価です。

No.	資料名称	頁	当該箇所				項目	質問事項	質問回答
			章	節	項	号			
							支払区分・時期等について改めて整理してほしい。		
126.	その他					納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法人税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であることを証明する資料はどのように取得すればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税，消費税及び地方消費税は税務署，法人事業税は，県税事務所で請求してください。 また，県税事務所では県税全てにおいての未納がないことの証明を取得してください。 なお，既に法人事業税の税額証明書を取得されている場合は，取得済みのもので代用してください。 	

以上